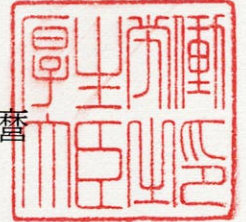


行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

厚生労働大臣 福岡 資 麿



令和7年4月23日付けの行政文書の開示請求（開第194号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示決定した行政文書の名称

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」（令和7年2月）

2 不開示とした部分とその理由

「4. 薬機法の一部改正（動物用医薬品（第1条～第3条）関係）」の脚注の一部に関しては、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、また、違法又は不当な行為を行おうとする者が、処分を免れる企てを行うことを容易にし、その発見を困難にするおそれがあるなど、国の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第5条第2号イ並びに同条第6号柱書き及び同号イに該当するため、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。